

入 所 案 内

保育所・保育園・認定こども園



岸和田市

岸和田市 児童福祉部 保育課 保育担当（市役所本館新館地下1階）

〒 596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL (072) 423-9483 (直通)

FAX (072) 423-0089

HP <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/>

書類配布場所一覧

書類の種類		保育課	認可保育施設 (チャイルド含む)	市民センター・ サービスセンター・ 支所 (下記一覧参照)	岸和田市 ホムパース
保育施設利用申込書 入所案内		○	○	○	入所案内のみ○ (申込書配布なし)
* 申込書に添付	施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書	○	○	△*①	○
	在職(就労)証明書	○	○	△*①	○
	自営業申立書	○	○	△*①	○
	保育施設利用証明書	○	○	△*①	○
	求職活動・介護申立書	○	○	△*①	○
減免申請書(P5)		○	○	—	○
通園(入所)証明書(P10)		○	○	—	○
市内各認可保育施設のパンフレット		○	—	—	○
岸和田市内の認可外保育施設一覧		○	—	—	○
入所申込書の受付 *②		○	○	—	—

*① 利用申込書に各種証明書を添付していますが、市民センター等では証明書のみの配布は行っておりません。

*② 申込書は出来るだけ保育課にお持ち下さい(保育施設では申込書の不備等が確認できません。)

就労や家庭の状況等に変更があった場合、上記以外の書類(様式は保育課と市内各認可保育施設で配布)の提出が必要となる場合があります。書類は市内認可保育施設又は保育課にご提出下さい。

市民センター・サービスセンター・支所一覧

施設名	住所(連絡先)
東岸和田市民センター (東岸和田サービスセンター)	土生町4-3-1<JR東岸和田駅山側リハープ内> TEL 428-6711
山直市民センター (山直サービスセンター)	三田町715-1<南海バス山直市民センター前バス停すぐ> TEL 441-1451
春木市民センター (春木サービスセンター)	春木若松町21-1<ラパーク岸和田東南角> TEL 436-4500
八木市民センター (八木サービスセンター)	池尻町339-2 TEL 443-6848
桜台市民センター (桜台サービスセンター)	下松町813 TEL 428-9229
山 滝 支 所	内畑町1033<いずみの農協山滝支店横> TEL 479-0001

保育施設利用申込にあたって

① 保育施設利用申込書（申込児童1人につき1部必要）

② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類 この証明書が利用調整の基準となります。（P10参照）

保育を必要とする事由	保育を必要とする証明書（注）該当するものが複数あればそれぞれ必要です
外勤の場合	在職（就労）証明書（雇用主の証明）
内職の場合	在職（就労）証明書（取引先・納品先・斡旋先の証明）
自営業の場合	自営業申立書 ※①②
出産の場合	母子手帳（分娩予定日がわかっている場合その記載があるページ）の写し
病気である場合	『家庭外での保育が必要である』ことが明記された医師の診断書
障害がある場合	障害、療育または精神手帳のコピー
同居する病人や 障害者の介護の場合	申立書（介護や通院の状況をご記入ください。） ※③
就学の場合	在学証明書（学生証）
求職活動中	申立書
その他	保育課へお問い合わせください。

※① 3親等以内の親族が経営する事業所または法人で就労している場合は自営業となります。

※② 申立書に具体的内容を記入の上、お住まいの地区の民生児童委員（民生児童委員が不明な場合は保育課までお問い合わせ下さい）の証明を受けて下さい。

但し、次の書類のいずれかの証明書を添付されている場合は民生児童委員の証明は不要で、自営中心者として利用調整をします。

保護者本人が会社役員で法人登記されている	⇒ 登記簿謄本
保護者本人が健康保険（市町村国保は除く）被保険者である	⇒ 健康保険証
保護者本人が各事業者組合（協会）の会員である*商工会議所含む	⇒ 会員証または加入者証
税務署に開業届（再発行に期限があります）を提出している	⇒ 開業届出書

※③ 申立書以外に次のいずれかの書類も合わせて提出してください。

1.身体障害者手帳 2.精神保健手帳 3.介護保険証 4.診断書 5.入院計画書等 6.病状内容確認書等

③ 保育施設利用証明書

申込されるお子さまが認可外保育施設、民間保育園の一時預り、事業所内託児所、市外の認可保育所等に在籍している場合、利用調整時に点数が加点（P10参照）される場合がありますので、証明書を提出してください。

④ ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭の場合

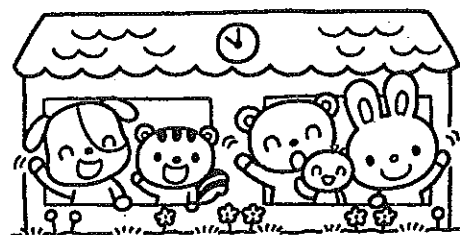
ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本（離婚したことがわかるもの）を提出してください。

（但し、岸和田市で児童扶養手当を受給又はひとり親医療証の発行を受けていることが確認できる場合は上記書類の提出は不要です）

ひとり親家庭に準ずる場合（保護者が拘禁中、離婚調停中、行方不明の場合等）は拘禁証明、調停期日通知書、警察への捜索願等を提出してください。

⑤ 岸和田市転入前に申込する場合

入所希望日までに岸和田市への転入予定であることが前提です。
賃貸借契約書や住宅売買契約書（写しでも可）の提出が必要です。



申込書受付

・申込は市役所保育課及び市内認可保育施設（忠岡町のチューリップ保育園を含む）で随時受付しています。

●締切日

- ・平成28年4月1日入所の1次利用調整の締切は 平成27年12月28日（月）17時30分です。
平成28年4月1日入所の2次利用調整の締切は 平成28年 2月26日（金）17時30分です。

※発達支援のための保育を希望される場合の入所締切日は平成27年11月30日（月）です。
（公立保育所ならびに民営化園である東光こども園・ピープル大芝チャイルドスクール・新条保育所・城東保育園・中央保育園への入所となります）

- ・年度途中入所の締切は、概ね入所希望日の10～14日前（下記参照）
一度お申込みされると年度内であれば申込を取下げない限り、原則として毎回の利用調整対象となるため、一度入所が不承諾となったとしても、申込書を再提出頂く必要はありません。次年度引き続き申込を希望する場合は、支給認定の更新手続きが必要になります。但し、申込内容に変更がある場合は、各締切日時点での状況で利用調整させていただくため、速やかに保育課までご連絡ならびに必要な書類の提出をしてください。
- ・保育施設の空き状況は、各申込締切日の午後に保育課までお問い合わせください。

平成28年度途中入所申込締切日一覧

※予定ですので、予告なしに変更になる可能性があります。



入所日	締切日	入所日	締切日
		4月16日	4月5日（火）
5月1日	4月19日（火）	5月16日	5月2日（月）
6月1日	5月19日（木）	6月16日	6月2日（木）
7月1日	6月17日（金）	7月16日	7月5日（火）
8月1日	7月20日（水）	8月16日	8月2日（火）
9月1日	8月18日（木）	9月16日	9月1日（木）
10月1日	9月20日（火）	10月16日	10月4日（火）
11月1日	10月19日（水）	11月16日	11月2日（水）
12月1日	11月18日（金）	12月16日	12月1日（木）
1月1日	12月16日（金）	1月16日	12月28日（水）



- ☆ 締切日の17:30を過ぎると申込受付・内容変更はできません。
- ☆ 各入所日の受入枠の確定は入所申込締切日の午後以降になります。

入所決定（P10参照）

家庭・児童の状況等を審査基準に基づく点数表に当てはめて利用調整します。

- ① 基本点数の高い順に決定します。
- ② ①の点数が同点の場合は、付加点数を加点し、総合点の高い順に決定します。

内定連絡

- ① 4月1日入所の1次利用調整結果は、2月下旬に申込者全員に文書で通知します。
結果通知を発送するまでは、電話でのお問い合わせにはお答えできません。
- ② 年度途中の入所については、内定した方にのみ入所日の約1週間前に「電話」連絡を行います。

保育時間 (P6認可保育事業所一覧表「開所時間」参照)

標準時間・・・原則的な保育時間を8時間としたうえで、1日11時間までの保育に対応しています。

『標準時間』の基本保育時間は7時00分から18時00分までです。

(一部の保育園は7時30分から18時30分までです。)

短時間・・・原則的な保育時間である1日8時間までの保育に対応しています。

『短時間』の基本保育時間は8時30分から16時30分までです。

(チューリップ保育園は9時00分から17時00分までです。)

基本保育時間以外の保育は延長保育となります。

公立保育所の延長保育にかかる利用料は、「岸和田市保育料表」(P12参照)をご覧ください。

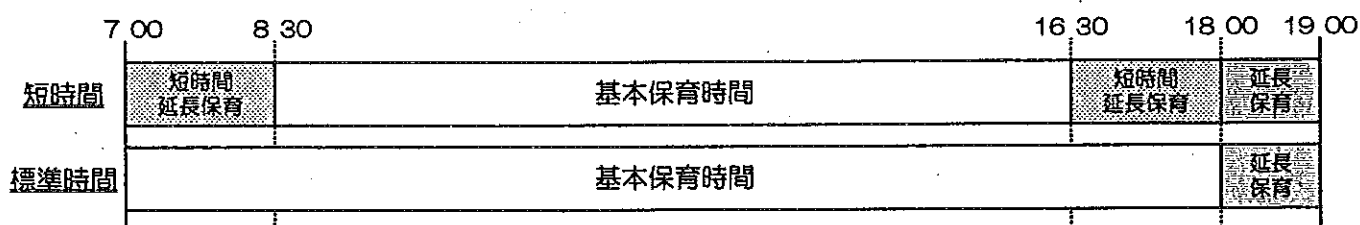
民間保育園または認定こども園は、施設によって開園時間、延長保育料が異なるため、各民間保育園または認定こども園までお問い合わせ下さい。

※ 発達支援のためのお子さまの保育時間は9:00~16:00(土曜日は12:00まで)を原則とします。

※ 保育事由が「疾病・障害」、「求職活動」、「育児休業」の場合は短時間の基本時間での利用となります。

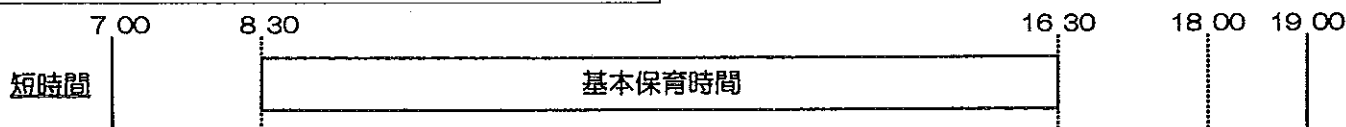
保育時間と延長保育について

短時間・標準時間別の基本保育時間と延長保育になる時間(7時~19時の間で保育を実施する保育施設の場合)

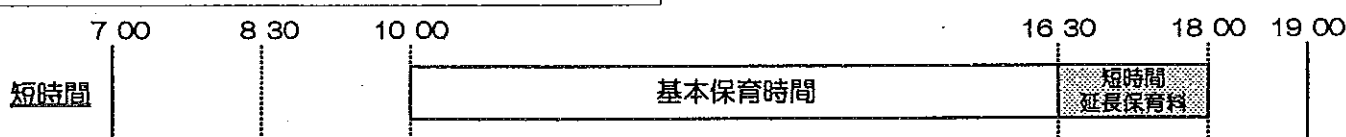


【具体例を用いた延長保育の考え方】

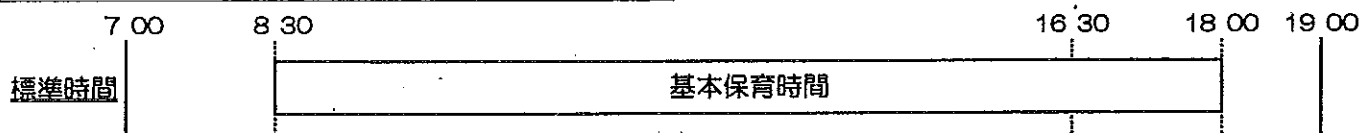
A: 8時30分~16時30分の短時間での利用の場合



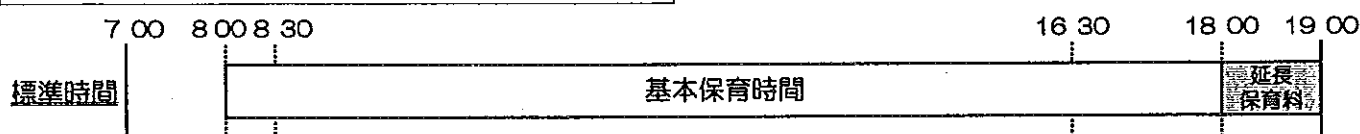
B: 10時00分~18時00分の短時間での利用の場合



C: 8時30分~18時00分の標準時間での利用の場合



D: 8時00分~19時00分の標準時間での利用の場合



保 育 料 (P12「岸和田市保育料表」参照)

保育料は公立保育所・民間保育園・認定こども園のどの保育施設でも同じ算定額になります。

保育施設を利用するお子さまと同じ住所の世帯員(主に父及び母)にかかる市民税額をもとに算定します。但し、市民税額の確定後の算定となるため、月によって参照する年度が異なります。

※平成28年4月から8月の保育料・・・平成27年度の市民税額により算定

※平成28年9月から3月の保育料・・・平成28年度の市民税額により算定

入所申込の際に市民税額の内容が確認できる書類(市・府民税証明書、給与所得等に係る市民税・府民税・特別徴収税額の決定通知書等)の提出が必要ですが、岸和田市で台帳等により賦課情報の確認ができる場合は、書類の提出を省略していただけます。

年度内に税額変更があり、保育料が変更となる場合は開始月(4月または9月時点)まで遡り変更します(公立保育所の延長保育料も同様)。

- * 無収入の場合でも、平成28年1月1日に居住していた市町村(4月から8月入所の場合は平成27年1月1日に居住していた市町村)の税務担当課で住民税申告が必要です。
- * 「住宅借入金等特別控除」「寄付金控除」等一部控除はないものとして計算します。
- * 保育料算定の際には、不動産所得、譲渡所得、医療費控除等も考慮します。
- * 父母両者の収入が一定以下の場合は、お子さまと同居する祖父母等が、保育料の認定の対象となる場合があります。

主食費等その他費用

- ・ 公立保育所に入所していて、当該年度の初日において3歳以上の児童には、保育料とは別にご飯・パン代として毎月800円の主食費を請求します。
但し、月の途中で入所または退所の場合、開所日数に応じて日割計算します。
- ・ 民間保育園または認定こども園では別途直接負担して頂く費用(延長保育料、給食費、その他経費)が必要となる場合があります。詳細は民間保育園または認定こども園まで直接お問い合わせ下さい。

保育料等の支払方法

【公立保育所・民間保育園】

口座振替または納付書払(保育料等の納付書はコンビニではご使用いただけません)

保育料の振替日(納付期限)は毎月末日(12月のみ12月28日)です。

(但し、振替日が金融機関の休業日の場合、12月・3月は前営業日に、それ以外は翌営業日に振替)

口座振替取扱金融機関

池田泉州銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	三菱東京UFJ銀行
りそな銀行	紀陽銀行	近畿大阪銀行	三井住友信託銀行
関西アーバン銀行	大阪信用金庫	成協信用組合	近畿産業信用組合
近畿労働金庫	いずみの農業協同組合	ゆうちょ銀行	
上記金融機関は合併等により変更となる場合がありますが、あらためてご案内致しませんのでご了承ください。			

【認定こども園】

利用料は直接保育施設に納付していただきます。納付方法については、保育施設にご確認ください。

保育料減免

下記に該当する場合は「保育料減免申請書」等をご提出いただくと保育料の減免を受けることができます。年度を越えての減免申請は受付できず、年度内の申請であっても申請時期・申請内容・保育料の階層によっては減免適用が不可となる場合もあります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

- ①父親、母親若しくは両親のいない世帯またはこれらに準ずる世帯
* ひとり親家庭であることが確認できない場合は戸籍等を提出頂く場合があります。
- ②地方税法により障害者控除の対象となる者のいる世帯
* 障害者/療育/精神手帳の写しを添付して下さい。
- ③減免申請の日の直近3ヶ月分の収入により推定される1年間の所得が、著しく変わる場合
* 直近3ヶ月分の所得を証明する書類等。詳細は保育課までお問い合わせ下さい。
- ④傷病で年度内に引続き1ヶ月以上入院した者のいる世帯
* 1ヶ月以上の入院を証明する書類を添付して下さい。
- ⑤災害により、その居住する家屋に甚大な被害を受けた世帯
* 罹災(りさい)証明書を添付して下さい。
- ⑥お子さまが傷病等により年度内に連続して15日以上欠席した場合
* 治療期間がわかる医師の診断書(様式は保育施設にございます)を添付して下さい。
※欠席の最初と最後が日・祝日の場合は欠席期間に含みません。※欠席した開所日数分を減額

*①、②の場合でも、**毎年度**減免申請書を提出頂く必要があります。

その他留意事項

- ① 申込内容に変更が生じたとき、申込を取り下げるときは必ず保育課に連絡してください。
申込内容変更をお知らせ頂けない場合は、利用調整に関して不利益を被る場合があります。
- ② 申込のお子さまの発達状況等によっては、発達検査を受けて頂くことや、お子さまに対する入所事由・審査基準を変更する場合があります。審査基準に合致していても、保育施設定員に余裕がない場合や申込のお子さまの健康・発育状況等により入所できない場合がありますので予めご了承下さい。
- ③ 保育施設利用証明書をご提出頂いても、ご利用日数・時間によっては点数表における加点ができない場合があります。
- ④ 一度保育施設に入所すると、保護者が保育を必要とする状態が続く限り継続入所が可能です。
但し、住民登録や実住所が岸和田市ではなくなった時、保育施設を長期間欠席した時などの場合は退所となります。
- ⑤ 保育施設入所のお子さまの保護者が出産し、育児休業を取得する場合、最長で出産児が1歳を迎える年度末まで上児の保育所継続入所が可能となります。手続については保育課または保育施設にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 育児休業を取得している保護者のお子さまが入所内定した場合、保育施設入所日に職場復帰して頂く必要があります。但し、ならし保育を実施している保育施設の場合は、入所日より約2週間引き続き育児休業を取得することが可能です。詳細は保育課までお問い合わせください。
* 4月1日入所で職場復帰が必要な方へ復帰日について別途案内(結果通知同封)を送付いたします。
- ⑦ 年度途中の転園を希望する場合は、入所中の保育施設をいったん退所して、新たに申込をする必要があります。但し、4月からの転園に限り、保育施設を退所することなく転園希望を出すことができます。
詳しくは保育課にお問い合わせください。
- ⑧ 申込書に不備がある場合、入所審査・手続が出来なくなる可能性があります。記入漏れ等がないよう十分ご注意下さい。
- ⑨ 入所案内に記載の内容は、予告なく変更される場合がありますがご了承下さい。

平成28年度 認可保育事業所一覧表

(別図番号順)

保育所(園)

★民間事業所は対象年齢未満でも利用調整の対象となる場合があります。詳細は各民間事業所にお問い合わせ下さい。

	事業所名	所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
公立	① 浜保育所	中之浜町10-9	422-0198	50	1歳～*1	7:00～19:00
	② 千喜里保育所	上野町西15-20	422-1344	90	57日～	
	③ 大宮保育所	加守町4丁目6-38	445-7464	90	3ヶ月～	
	④ 旭保育所	土生町720	427-7934	90	3ヶ月～	
	⑤ 山直北保育所	岡山町177-2	445-0355	120	3ヶ月～	
	⑥ 春木保育所	春木泉町1-5	439-6431	110	3ヶ月～	
	⑦ 城北保育所	吉井町1丁目16-24	444-3785	120	3ヶ月～	
	⑧ 城内保育所	上町33-5	439-9981	120	57日～	
	⑨ 八木北保育所	大町3丁目21-20	443-2995	120	3ヶ月～	
	⑩ 修斉保育所	真上町55	427-9767	120	57日～	
	⑪ 桜台保育所	尾生町5丁目3-40	444-6291	150	57日～	
民間	① 双葉児童園	春木中町2-3	422-2801	150	6ヶ月～	7:30～19:00
	② 五風会保育園*3	岸城町18-11	431-3449	70	6ヶ月～	7:00～19:00
	③ 星光保育園	荒木町1丁目28-17	443-4819	120	6ヶ月～	7:00～19:00
	④ この花保育園*3	春木旭町3-16	444-5087	120	57日～	7:00～19:00
	⑤ 光陽保育園	下松町849	427-8855	160	57日～	7:00～19:00
	⑥ 久米田保育園	下池田町1丁目22-10	443-1056	90	3ヶ月～	7:00～19:00
	⑦ 杉乃木保育園	八坂町3丁目15-12	438-6585	195	57日～	7:00～20:00
	⑧ 光明保育園	尾生町560-1	443-6410	60	3ヶ月～	7:30～19:00
	⑨ 東岸和田保育園	土生町5丁目1-34	426-6000	120	6ヶ月～	7:00～19:00
	⑩ めだか保育園	土生町4175	422-2923	120	57日～	7:00～20:00
	⑪ 新条保育所(民営化園)	荒木町2丁目4-36	445-2671	100	1歳～*1	7:00～19:00
	⑫ 城東保育園(民営化園)	三田町166	443-4451	120	57日～	7:00～19:00
	⑬ 中央保育園(民営化園)	北町16-14	438-1981	120	3ヶ月～	7:00～19:00
	⑭ チューリップ保育園	泉北郡忠岡町 忠岡南1丁目2-17	(0725) 20-0331	55	57日～	7:00～19:00

認定こども園

	事業所名	所在地	電話	利用定員		対象年齢	開所時間
				2,3号	1号*2		
民間	① 八木こども園	今木町397-1	445-2472	129	15	57日～	7:00～19:00
	② 山直南こども園	山直中町1012-1	445-0482	120	11	57日～	7:00～19:00
	③ はちまん認定こども園	八幡町13-85	438-4541	90	6	3ヶ月～	7:00～19:00
	④ やまだい保育園	今木町160	444-6857	100	11	57日～	7:00～19:00
	⑤ 天神山保育園	天神山町2丁目5-1	426-6031	90	7	57日～	7:00～19:00
	⑥ ビー・ブル久米田フィールドスクール	池尻町693-2	448-6236	147	3	6ヶ月～	7:00～20:00
	⑦ ビー・ブル八木南フィールドスクール	小松里町1119	441-0506	134	6	6ヶ月～	7:00～20:00
	⑧ 東光こども園(民営化園)	藤井町2丁目10-20	429-1050	140	15	3ヶ月～	7:00～19:00
	⑨ ビー・ブル大芝フィールドスクール(民営化園)	磯上町3丁目14-12	438-3571	133	0	57日～	7:00～19:00

小規模保育事業所

	事業所名	所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
民間	① やまだい保育園乳児室	田治米町425-1	445-7585	11	57日～	7:00～19:00
	② 東光こども園乳児室(仮称)	宮前町				7:00～19:00

*1 浜保育所と新条保育所は1歳児クラスの児童から利用の対象となります。

*2 1号認定を希望の場合は各事業所へ直接利用の申込および認定の申請をしてください。

*3 平成28年4月より認定こども園へ移行の予定があります。

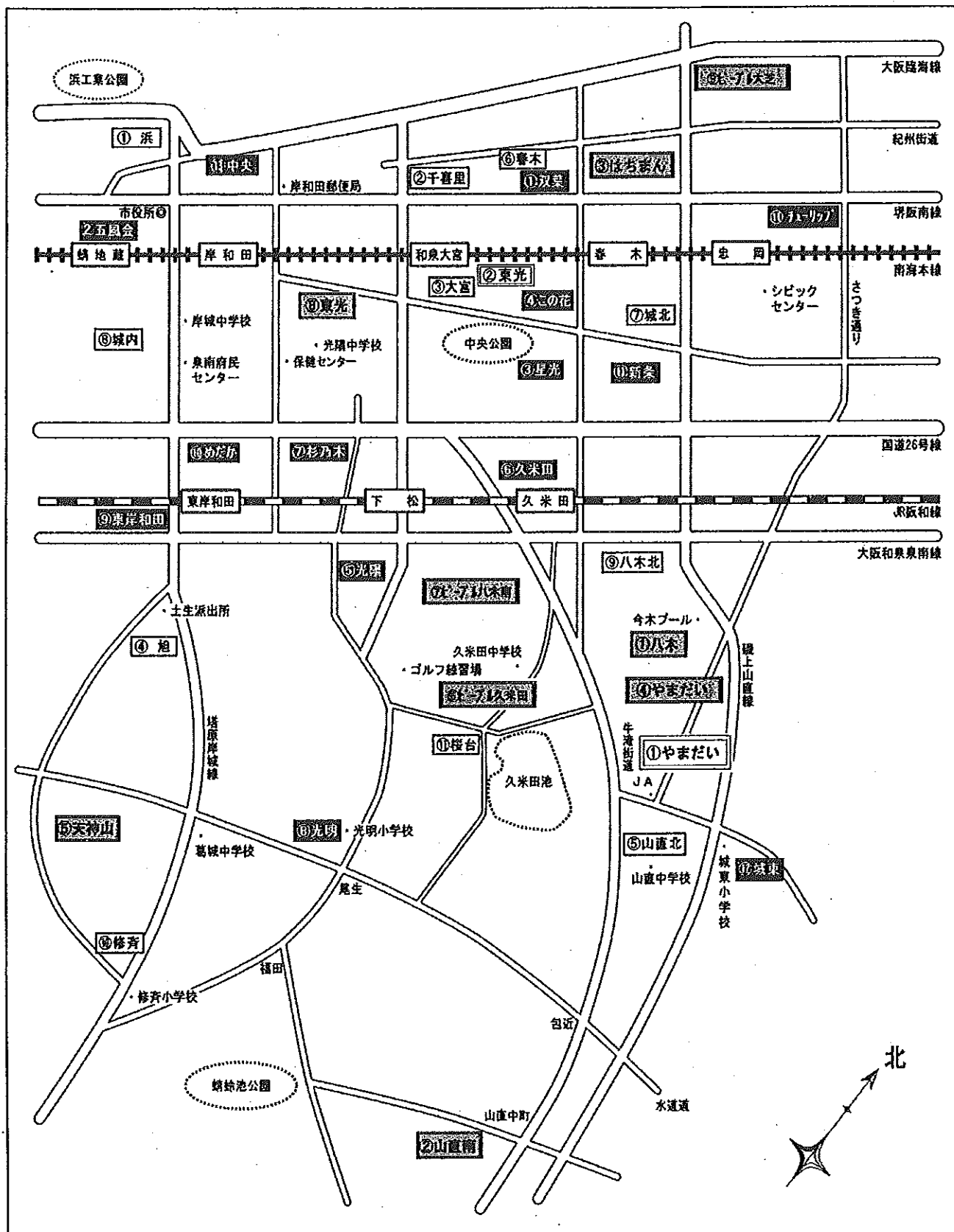
岸和田市内保育事業所点在図

公立保育所 ①～⑪

認定こども園 ①～⑨

民間保育園 ①～⑭

小規模 ①～②



認可保育事業所一覧表（P.6）の補足

分園のある保育施設

平成28年4月1日より、光明保育園・ピープル久米田チャイルドスクール・ピープル八木南チャイルドスクールの3園で分園（☆）が設置される予定です。各保育施設において分園における保育年齢が異なるためご注意ください。

☆分園

本園と離れているが、中心保育所の施設長のもとに一体的に運営される定員30人未満の保育所をいいます。低年齢児を対象に、各年齢に応じた保育目標による家庭的な保育が実施されます。

光明保育園

地番 尾生町 1184-1

本園にて2歳児～5歳児の保育を、分園にて0歳児～1歳児の保育を行います。

本園と分園のクラス分けは、年齢に応じて決定されます。

光明保育園をご希望いただく場合、保育施設利用申込書の「利用を希望する保育施設名」欄に本園と分園の別をご記入いただく必要はございません。

本園：2歳児～5歳児の保育

分園：0歳児～1歳児の保育

ピープル久米田チャイルドスクール・ピープル八木南チャイルドスクール

本園にて0歳児～5歳児の保育を、分園にて0歳児～3歳児の保育を行います。0歳児～3歳児の保育は本園と分園の両方での実施となります。

本園と分園のクラス分けは、入園人数や保育教諭の人数を踏まえ入園手続き後に施設長が設定しますので、申し込み時点では本園または分園の別が決定していないことを、あらかじめご了承ください。

ピープル久米田チャイルドスクール・ピープル八木南チャイルドスクールをご希望いただく場合、保育施設利用申込書の「利用を希望する保育施設名」欄に本園と分園の別をご記入いただく必要はございません。

・ピープル久米田チャイルドスクール 地番 池尻町 695-7

・ピープル八木南チャイルドスクール 地番 小松里町 911-1

本園：0歳児～5歳児の保育

分園：0歳児～3歳児の保育

※本園・分園のクラス分けは入園手続き後になります。

小規模保育事業

保育所（園）・認定こども園と同様に小規模保育（※）も利用調整の対象となります。

希望保育施設に含まれる場合、保育施設利用申込書の「利用を希望する保育施設名」欄にご記入ください。

ご記入がない場合、小規模保育は利用調整の対象となりません。

岸和田市では「やまだい保育園」を連携施設（★）とする「やまだい保育園乳児室」に加え、平成 28 年 4 月 1 日より「東光こども園」を連携施設とする「東光こども園乳児室」が開設予定です。各保育施設を希望している方・希望予定の方は、各乳児室を希望に含むかどうかを踏まえて申し込みください。

※小規模保育

0 歳～2 歳の少人数（定員 6 人～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う、市の認可保育事業です。

★連携施設

小規模保育を利用している子どもが集団保育を体験する機会の提供や小規模保育の卒園時に引き続き保育を利用するための施設を指します。

・新設予定 東光こども園乳児室（仮称）

地 番 宮前町 開所時間 7:00-19:00

【申込例】

①小規模保育の利用を希望する場合

第1希望 きしわだ保育園

第2希望 きしわだ保育園乳児室

第3希望 A保育園

⇒きしわだ保育園が不承諾となった場合、きしわだ保育園乳児室を利用可能か否かを判断します。

②小規模保育の利用を希望しない場合

第1希望 きしわだ保育園

第2希望 A保育園

⇒きしわだ保育園、A保育園が利用調整の対象となります。両方が不承諾となっても、きしわだ保育園乳児室は利用調整の対象となりません。

点 数 表

保育者の状況			区 分	基本点	就労(学) 1年未満	就労(学) 3月未満
ア	A	常勤パート	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	50	-5	-10
		自営中心者(添付あり)*	月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	45	-5	-10
		自営中心者(添付なし)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	40	-5	-10
	B	自営中心者(添付あり)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	35	-5	-10
		自営協力者*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	-5	-10
	C	訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	-5	-10
イ	B	自営中心者(添付あり)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	20	-5	-10
		自営中心者(添付なし)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	25	-5	-10
		自営協力者*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	20	-5	-10
	C	内職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	20	-5	-10
		その他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	15	-5	-10
	C	その他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	15	-5	-10
ウ	B	就学	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30	-5	-10
エ	A	出産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内	40		
オ	A	傷病	1か月以上の入院	50		
	C	傷病	自宅療養	30		
	A	心身障害	身障手帳 1・2級、療育手帳 A、精神手帳 1級	50		
	B	心身障害	身障手帳 3級、療育手帳 B1、精神手帳 2級	40		
	C	心身障害	身障手帳 4級、療育手帳 B2、精神手帳 3級	30		
カ	C	介護	1か月以上入院の同居親族の介護	40		
		介護	自宅療養中または心身に障害のある同居親族の介護	30		
キ	その他	特別の支援を要する家庭		60		
		災害の復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている(ボランティアは不可)	50		
		時間不足	月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	15		
		就労先決定	入所後に就労を予定しており就労予定が確認できる	10		
		就職活動中	就職活動を継続して行っている	5		

〔 在籍(就労)証明書等に記載された総支給額と所得額が著しく異なる場合、または総支給額を勤務時間で除した金額が最低賃金を下回る場合は、事業所(店舗)等に確認の上、再提出を依頼することがあります。 〕

* 3親等以内の親族が経営する事業所(店舗)または法人で就労している場合は自営協力者となります。
但し、自営中心者及び自営協力者で次のいずれかの書類が証明書に添付されている場合は上表の自営中心者(添付あり)となります。
【添付書類】

保護者本人が会社役員で法人登記されている	⇒ 登記簿謄本	コピー可
保護者本人が健康保険(市町村国保は除く)被保険者である	⇒ 健康保険証	
保護者本人が各事業者組合(協会)の会員である *商工会議所含む	⇒ 会員証または加入者証	
税務署に開業届を提出している	⇒ 開業届出書	

○ 上表の保育者の点数が同点の場合の付加点数

ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭 ☆		20
配偶者の状況が上記表の	【A】に該当する場合	15
	【B】に該当する場合	10
	【C】に該当する場合	5
申込み児童の兄弟が既に希望保育所に入所中		20
申込み児童が保育施設に入所中 (育休中は除く)	認可外保育施設・一時保育施設	15
	認可保育施設（一時保育除く）	10
生活保護世帯		10
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合		5
過去6か月間分以上の保育料を滞納している場合		-20

☆ 父母が離婚調停中、行方不明、拘禁中等ひとり親に準ずる家庭であることが確認できる場合は、一定の条件によりひとり親家庭として認定する場合もあります。

発達に支援が必要な児童の点数表

発達に支援が必要な児童のための保育（以下「発達支援のための保育」という）を適用するかどうかについては児童の発達状況やどの程度支援が必要であるか等を考慮し、保育課で決定します。

なお、発達支援のための保育の実施施設（以下「発達支援の保育対象施設」という）は、岸和田市立保育所ならびに民営化園である東光こども園・ピープル大芝チャイルドスクール・新条保育所・城東保育園・中央保育園となります。

児 童 の 状 況	基本点
①療育施設において療育を受けてきた結果、保育施設での保育が可能な状況にある中度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。	70
①療育施設において療育を受けてきた結果、保育施設での保育が可能な状況にある軽度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。	65
①療育施設において療育を受けてきた結果、保育施設での保育が可能な状況にある中度の支援が必要な児童。	60
①市内の認可民間保育園・認定こども園のうち発達支援のための保育を実施しないものに入所しており、発達支援の保育対象施設における保育を希望する中度の支援が必要な児童。 ②療育施設において療育を受けてきた結果、保育施設での保育が可能な状況にある軽度の支援が必要な児童。	55
①市内の認可民間保育園・認定こども園のうち発達支援のための保育を実施しないものに入所しており、発達支援の保育対象施設における保育を希望する軽度の支援が必要な児童。	50
①訓練機関や経過観察教室、認可外保育施設や一時保育施設を利用している中度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。 ②発達支援の保育対象施設又は市外の保育施設に入所している中度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。	49
①在宅で中度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。 ②訓練機関や経過観察教室、認可外保育施設や一時保育施設を利用している軽度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。 ③発達支援の保育対象施設又は市外の保育施設に入所している軽度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。	44
①訓練機関や経過観察教室を利用している中度の支援が必要な児童。 ②発達支援の保育対象施設又は市外の保育施設に入所している中度の支援が必要な児童。 ③在宅で軽度の支援が必要な児童で、かつ、保護者に保育を必要とする事由等がある。	39
①在宅で中度の支援が必要な児童。 ②訓練機関や経過観察教室を利用している軽度の支援が必要な児童。 ③発達支援の保育対象施設又は市外の保育施設に入所している軽度の支援が必要な児童。	34
①在宅で軽度の支援が必要な児童。	29

※必要に応じ、上記の基本点以外に児童の年齢・発達状況・家庭状況等を勘案して利用調整します。

※「ふりっ」保育園に岸和田市から入所している場合は市内の認可民間保育園に入所しているものとみなします。

岸和田市保育施設利用者負担額表 (保 育 料 表)

本表の延長保育料は公立保育所におのみ適用されます。
民間保育園・民間認定こども園は各施設ごとに延長保育料が設定されています。詳細は各施設にお問合せ下さい。

平成27年4月1日より適用

階 層 区 分		保育料 (円/月)				【公立】18時以降の 延長保育料 (円/月)	
市階層	定義 (市民税額)	0~2歳児		3~5歳児		0~2歳児	3~5歳児
		標 準	短時間	標 準	短時間		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B1	非課税特定世帯						
B2	上記以外の非課税世帯	6,000	4,000	4,000	2,000	400	400
C1	均等割のみの世帯	13,000	10,000	10,000	7,000	800	700
C2	所得割 100円以上 40,000円未満	14,000	11,000	11,000	8,000	900	900
D1	所得割 40,000円以上 60,000円未満	17,000	14,000	15,000	12,000	1,500	1,500
D2	所得割 60,000円以上 80,000円未満	21,000	18,000	19,000	16,000	1,500	1,500
D3	所得割 80,000円以上 100,000円未満	24,000	21,000	21,000	18,000	1,900	1,900
D4	所得割 100,000円以上 120,000円未満	29,000	26,000	23,000	20,000	2,600	2,300
D5	所得割 120,000円以上 140,000円未満	35,000	32,000	25,000	22,000	3,000	2,400
D6	所得割 140,000円以上 160,000円未満	40,000	37,000	26,000	23,000	3,000	2,500
D7	所得割 160,000円以上 200,000円未満	44,000	41,000	27,000	24,000	3,000	2,600
D8	所得割 200,000円以上 240,000円未満	51,000	48,000	28,000	25,000	3,000	2,600
D9	所得割 240,000円以上 320,000円未満	56,000	53,000	29,000	26,000	3,000	2,600
D10	所得割 320,000円以上	59,000	56,000	29,000	26,000	3,000	2,600

公立保育所の短時間延長保育料 (0~5歳児まで共通) の表

階 層 区 分 (上記の保育料表の階層に対応)	短時間の延長保育料 (30分ごとの月額)
A階層またはB1階層	0円/30分
B2階層	500円/30分
C1階層からD10階層のいずれか	700円/30分

※短時間延長保育料に関して〈公立保育所の場合〉

- ・午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時までの保育に対して、左表の延長保育料が発生します。
- ・午前7時又は午後4時30分からそれぞれ30分の保育ごとに、左表の延長保育料が発生します。
- ・短時間延長保育料は、1日の保育が8時間以内の場合に限り発生します。1日の保育が8時間を超えると標準時間となり、上表「標準」の欄の保育料が適用されます。この場合、左表の延長保育料は発生しません。

※きょうだい同時利用の場合の保育料の額は、年齢の高い児童から全額・半額・0円となります

※きょうだいが幼稚園・認定こども園・その他法律や条例で定める施設に入所又は利用する場合、きょうだい同時利用とみなし、保育料を年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。岸和田市以外が設置する施設を利用の場合、通園(入所)証明書をご提出ください。

※月の途中で入所、退所又は上表の18時以降の延長保育の利用の変更があった場合、開所日数に応じて日割計算します(10円未満切捨)。

保育施設利用申込書 (兼保育台帳)

歳児

※この枠内は記入しないで下さい。

平成 年 月 日

〒 596 - 0073

岸和田市長 様

保護者住所

岸和田市 岸城 町 7番1号

(マンション名)

保護者氏名

岸和田 城

自宅電話番号

無・有 (072-4××-××××)

携帯電話番号 (父)

-*-****

(母)

000-0000-0000

次のとおり保育施設への利用を申し込みます。

続柄	フリガナ	性別	生年月日	現在の状況
	氏名			
本人	キシワダ ジン	男・女	平成26年12月5日	現在どなたが日中保育していますか? ・母 ・父 ・育児休業中 ・親族または知人 ・祖父・祖母 ・保育施設入所中 ・その他 ()
	岸和田 仁			
父	キシワダ ショウ	男	大昭和 59年1月30日	・就労 ・病気・障害 ・同居親族介護 ・就学 ・勤務先決定 ・就職活動中 ・不在【死別・離婚・離婚調停中・離婚協議中・行方不明・未婚】
	岸和田 城			
母	キシワダ ハナ	女	大昭和 61年9月6日	・就労 ・病気・障害 ・同居親族介護 ・就学 ・勤務先決定 ・就職活動中 ・妊娠・出産【平成 年 月 日】 ・不在【死別・離婚・離婚調停中・離婚協議中・行方不明・未婚】
	岸和田 華			
兄	キシワダ タカシ	男・女	大昭和 17年6月1日	〇〇小学校
	岸和田 貴			
姉	キシワダ アイ	男・女	大昭和 23年4月5日	〇〇保育園
	岸和田 愛			
祖父	キシワダ ハジメ	男・女	大昭和 35年7月16日	
	岸和田 一			
祖母	キシワダ マツリ	男・女	大昭和 36年5月3日	
	岸和田 祭			
		男・女	大昭和 年 月 日	

利用を希望する保育施設名

第1希望	〇〇 保育園	第4希望以降 (希望があれば優先順位をつけて記入してください)
第2希望	▽△ 保育所	
第3希望	□□認定こども園	

きょうだい利用条件 (きょうだいの申し込みしている場合)

※可能な条件に○を付け、複数の際は優先順位を記入して下さい

条件・優先順位	同時期に同じ保育施設に入所	希望順に関わらず同所希望
		第__希望まで同所希望
	同時期に違う保育施設に入所 ※希望順の高い保育施設からの入所希望	
	きょうだいのうち1人でも先に入所希望 (子どもの名前:) のみの入所内定は不可	

申込区分 (該当する方に○をつけて下さい)

就労等による保育・発達支援のための保育

生活保護の適用がある場合

平成 年 月 日開始

他市から1年以内に転入された方、または転入予定の方は記入して下さい。

転入前の住所	都 道 区 市 府 県	転入 (予定) 日	平成 年 月 日 (頃)
--------	-------------	-----------	--------------

保育課使用欄

祖父母の状況

		祖 父	祖 母
父方祖父母	フリガナ	キシワダ ハシメ	キシワダ マツリ
	氏名(年齢)	岸和田 一 (56 歳)	岸和田 祭 (55 歳)
	現況(職業、病気等)	会社員	専業主婦
	生年月日	大正・昭和 35 年 7 月 16 日	大正・昭和 36 年 5 月 3 日
	住 所	(同居)・別居 ()	(同居)・別居 ()
	電話番号	(072) 4××-××××	(072) 4××-××××
母方祖父母	フリガナ		チキリ ウメコ
	氏名(年齢)	(歳)	千亀利 梅子 (52 歳)
	現況(職業、病気等)	死 亡	パート
	生年月日	大正・昭和 年 月 日	大正・昭和 39 年 8 月 20 日
	住 所	同居・別居 ()	同居・別居 (岸和田市西之内町)
	電話番号	() -	(072) 4※※-※※※※

岸和田市長 様

同意事項

- 1 住所地及び世帯構成等の確認のために必要であるときは、住民基本台帳等により確認されること。
- 2 保育を利用する子どもの発達・健康状況について、そのことを理由に認定事由・審査基準を変更する可能性があるとき及び保育の利用の可否を審査する必要があるときは、乳幼児健康診査及び発達相談等の経緯を確認されること（前住所地での定期健康診断及び発達相談等の経緯を含む）。
- 3 生活保護費受給状況について、利用調整及び保育料算定等のために必要であるときは、保護台帳により確認されること。
- 4 保育の利用のために必要であるときは、子どもが利用する保育施設、岸和田市立保健センター及び岸和田市児童福祉部保育課が子どもに関する情報を共有すること。
- 5 子どもの健康状態等を教育委員会に情報提供されること。

誓約事項

- 1 子どもの保育実施期間内に「保育の利用を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、すみやかに退所届を提出いたします。
- 2 家族の状況、在職（就労）証明書等に虚偽の事実があった場合は、退所させられても異議ありません。
- 3 保育を利用する子どもが傷病等により集団生活ができない場合は、退所させられても異議ありません。
- 4 税額、職業、家族、住所等、本申込書の内容に変更があった場合は、保育課に届出いたします。
また、保育料算定および保育の必要性に伴う必要書類はすみやかに提出いたします。
変更を届出しないことにより、不利益を受けても異議ありません。
- 5 無断で長期欠席した場合は、退所させられても異議ありません。
- 6 定められた納期までに連帯して保育料を納入いたします。保育料を滞納した場合は、差し押さえ等の滞納処分を受けても異議ありません。

保育施設利用申込みにあたり、以上について同意・誓約します。

保護者住所 岸和田市 岸城 町 7番1号

(マンション名)

保護者氏名 父 岸和田 城

母 岸和田 華

※この内容に同意できない部分が含まれているとお考えの場合は、保育課（423-9483）までお申し出下さい。

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書

年 月 日

岸和田市長 様

記入例

住 所 岸和田市 岸城 町 7番1号

保護者氏名 岸和田 城

自宅電話番号 072-4XX-XXXX

携帯電話番号 ***-***-*** (父・母)

申請日時点の年齢で区分を選んでください。保育施設の利用希望の方は2号または3号を選んでください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請の対象となる児童	フリガナ	キシワダ ジン	生年月日
	氏 名	岸和田 仁	平成26年12月5日
保 護 者	対象子どもとの続柄	フリガナ	生年月日
	父	氏 名	岸和田 城
		氏 名	岸和田 城
	母	氏 名	岸和田 華
氏 名		岸和田 華	
希望する 認定区分 (希望するものを○で 囲んでください。)	1号	(入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・幼稚園での教育を希望される方)	
	2号	(入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・保育所での保育を希望される方)	
	3号	(入園時の子どもの年齢が3歳未満で認定こども園・保育所等での保育を希望される方)	
	1号と2号の併願希望		有・無 (幼稚園と保育施設の両方を希望される場合等)

対象子ども との続柄	保育の利用を必要とする理由 (2号又は3号の認定を希望される方のみ記入してください。)
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 要保護 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 要保護 ☐ 育児休業 ☐ その他 ()
保育の利用を希望する時間	8時30分から 16時30分まで

同意書

次の事項について、同意します。

1. 市が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な課税状況及び世帯情報について、各関係機関に調査、照会又は閲覧すること。
2. 就労や疾病状況等保育の利用を必要とする要件について、雇用主その他関係機関に調査又は照会すること。

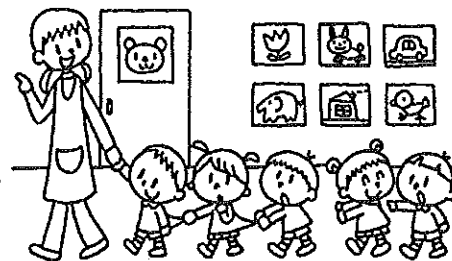
送迎を含む時間をご記入ください。
※疾病・障害、求職活動、育児休業の場合は、
8時30分から16時30分(短時間基本時間)
をご記入ください。

保護者氏名 岸和田 城
岸和田 華

岸
和
田

岸
和
田

子育て支援情報一覧



① 一時預かり事業

- 公立保育所 問合せ： 各公立保育所（TEL については P6 参照）

	緊急一時預かり	一時預かり
対象保育所	公立保育所全園	桜台保育所
利用時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）	午前 9 時～午後 5 時
利用料	1 人 1 日につき 2,000 円（午前または午後利用の場合は、1,200 円）	
事由	病気、出産、看護、災害、冠婚葬祭 または妊娠に伴うつわりや通院、検診 リフレッシュ 等	Ⅰ.継続的就労・職業訓練 等 Ⅱ.病気、出産、看護、災害、冠婚葬祭 または妊娠に伴うつわりや通院、検診 等 Ⅲ.リフレッシュ 等
利用期間	10 日間 （年度にかかわらず当初利用日より 1 年間）	Ⅰ.週 3 日を限度 Ⅱ.10 日間 （年度にかかわらず当初利用日より 1 年間） Ⅲ.週 3 日を限度
	5 日間（週 1 回まで） ※リフレッシュの場合 （年度にかかわらず当初利用日より 1 年間）	

※但し、対象子どもは就学前児童で生後 3 ヶ月以上（浜保育所については、満 1 歳以上）となります。

- 民間保育園・認定こども園

一時預かりの実施の有無や状況等は各園まで直接お問い合わせ下さい。
民営化園（P6 参照）については、公立保育所と同様に緊急一時預かり事業を行っています。新条保育所の一時預かりについては、満 1 歳以上が対象となります。

- やまだい保育園 一時保育室（田治米町 425-1 TEL 445-7575）

桜台保育所の一時預かりに準じて保育を行っています。
詳細は、やまだい保育園一時保育室へ直接お問い合わせ下さい。

- 認可外保育施設 岸和田市内の認可外保育施設の一覧表は保育課にて配布しています。

岸和田市のホームページ（保育課）でも掲載しています。

② あそび教室

年 4 回（春秋各 2 回）民間保育園・認定こども園にて実施します。
詳細は「広報さしわだ」に掲載します。

③ 園庭開放（保育施設見学）

- 公立保育所 毎週火曜日 9：30～11：00（4 月初め、祝日、年末年始を除く）

予約不要（直接保育所にお越し下さい）。傷害保険料として年 1 回限り 100 円徴収。

- 民間保育園・認定こども園

直接、各園にお問い合わせ下さい。民営化園についても、公立保育所と同様に園庭開放を行っています。

④ 赤ちゃんルーム

- 公立保育所 毎週火曜日 13：30 から 1 時間程度（4 月初め、祝日、年末年始を除く）

予約不要（直接保育所にお越し下さい）。傷害保険料として年 1 回限り 100 円徴収。

- 民間保育園・認定こども園

直接、各園にお問い合わせください。

※上記②③④に関しては、小規模保育事業所での実施はありません。

⑤ きしわだファミリー・サポート・センター（保健センター内）

育児援助が出来る方と、育児援助を受けたい方からなる相互援助活動を行う会員組織です。
（別所町3丁目12番1号 TEL 437-7933）

⑥ 病児・病後児保育

乳幼児、小学校低学年児（市内在住の生後57日から小学3年生まで）が「病気の回復期」や「病気の回復期に至らないが症状の急変が認められない場合」などで、保育所などでの集団保育が困難な時に一時的にお子さんを施設でお預かりします。また、保育所などに通っていない場合でも、乳幼児が病気になり、保護者が就労・通学・通院・看護・介護・入院などで家庭での保育が困難な時にはお預かりします。

● らっこ病児保育室（あぶみ小児クリニック内）下松町1-3-9 TEL 457-8311

・利用日時 月～金曜日 8:00～19:00

（土・日曜、祝日、年末年始は除く。施設の都合により、臨時休所する場合があります。）

・定員 9人程度（日によってはお待ちいただく場合や、お断りさせていただく場合もあります。）

・利用料金 1人1日につき2,000円

【申込・問合せ】※事前の登録と予約（利用日の前日から受付）が必要です。

らっこ病児保育室 TEL 457-8311

保育課 施設運営担当 TEL 423-9482

⑦ 子育て支援センター

● 岸和田市立子育て支援センターさくらだい（桜台保育所内） TEL 445-1962

子育て全般の情報提供、相談やサークルに関する相談を行います。また、妊婦の保育所見学やお子様の年齢に応じた遊びを体験できる「あそびの広場」（詳細は広報きしわだ参照）等様々な企画を開催します。

・電話・来所・訪問相談 月～金曜日 9:00～17:00

・自由来館「さくら」 毎週月・水・木・金曜日 13:30～14:30 ※未歩行の赤ちゃんが対象
傷害保険料として年1回限り100円徴収します。

● 地域子育て支援センター（光陽保育園内）下松町849 TEL 428-2880

園庭開放やあそび教室などの行事を通して、子育て中の方々の交流を推進しています。関係機関と連携し、大阪府認定の育児相談員が電話で発達・育児相談等を実施しています。サークル支援や親子サロン、季節の様々な催し、子育て講座も開催しますので、お気軽にお尋ね下さい。

・電話相談 月～土曜日 10:00～15:00

・センター開放 毎週水曜日 9:30～11:30

・面接相談 月～土曜日 10:00～15:00（要予約） ※いずれも祝日・年末年始は除きます。

⑧ 子育てに関する岸和田市の公的相談機関

● 岸和田市立保健センター 別所町3丁目12番1号 TEL 423-8811

就学前のこども予防接種、健康診断を含む子育て全般についての相談を受けています。

● 電話育児相談 乳幼児期の子育ての悩みなどについて、電話での相談を受けています。

・公立保育所 各公立保育所において月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00まで

・民間保育園・認定こども園（※小規模保育事業所での実施はありません。）
各民間保育園にて随時受付しています。

● 岸和田子ども家庭センター 宮前町7番30号 TEL 445-3977

18歳までの子どものしつけ、性格、登校拒否、養育上の諸問題などについて相談を受けています。

● 岸和田児童虐待ホットライン 児童虐待通報・相談専用電話 TEL 423-9477

● 乳幼児発達相談（パピースクール） 野田町1丁目5番5号 TEL 438-7755

就学前児童で、言葉の遅れや落ち着きのないこどもについての相談を受け、アドバイスしています。

● 岸和田保健所 野田町3丁目13番1号 TEL 422-5681

心身の発達や障害、栄養相談、家族計画などのことについての相談を受けています。



平成28年度 年齢早見表



0歳児	平成27年4月2日以降～
1歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日
2歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日
3歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日
4歳児	平成23年4月2日～平成24年4月1日
5歳児	平成22年4月2日～平成23年4月1日

個人情報の取扱いについて

本市は個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および岸和田市個人情報保護条例（平成12年3月21日条例第10号）に基づき、各ご家庭の個人情報を、下記目的の達成に必要な範囲で利用します。また、保護者の方の同意なく外部への情報提供はいたしません。

- ① 申込児童、保護者の方々の本人確認のため
- ② 保育所への入所選考のため
- ③ 継続的に入所していただくための入所要件確認のため
- ④ 各種通知のため
- ⑤ 緊急時の連絡のため
- ⑥ 保育料の算定、請求および変更のため
- ⑦ 保育サービスの改善のため
- ⑧ お問い合わせ、ご相談への対応のため
- ⑨ 入所児童の発達・健康確認および管理のため
- ⑩ 就学時における健康確認のため
- ⑪ その他、適正かつ円滑に保育所をご利用いただくため